

現行の基本構想

1. 「平和事業の推進」

2 - 5 「平和の推進と国際化への対応」福祉社会は平和であるこそ実現するのであり、世界の恒久平和を願い、平和の視点を取り入れた区政の推進を図ります。また、外国人を地域社会の一員として受けとめ、地域における外国人との交流や異文化理解の促進を始めとした国際交流等を通じて、国際社会に開かれた地域社会の形成を図ります。

2. 「国際化に対応した地域社会づくり」国際化の進展に対応した区政を推進し、異文化理解を促進するとともに、交流や理解を通じて、外国人にも生活しやすい地域社会を形成します。また、平和や地球環境問題等について、区民の意識啓発と活動の促進を図るとともに、内外の人々の活動や組織との交流及び連携の促進を図ります。

将来のあるべき姿

1. 居住する人々が、「安全」で「安心」して「快適」に過ごせる“多文化共生社会”のモデル地区を実現する。

2. 区は長期的な視野で多文化共生社会の実現に向けた施策・運営・業務を行う。

3. 区と住民及び住民同士の情報の伝達・共有が進み、必要に応じて情報が多言語で伝達できる。

4. 外国人が地域の一員として、積極的に参加出来る「地域ネットワーク・地域コミュニティ」が構築される。

5. 外国人の人権の尊重と行政参加の機会が保障される。

現行の基本計画

(1) 「平和事業の推進」啓発事業の充実を始め、生涯学習等における平和に関する学習活動を推進します。

(1) 「外国人のための環境整備」外国人にも生活しやすい地域社会を形成します。

(2) 国際理解を深める事業の推進 多様な主体が連携し、外国人との交流や外国人の地域への参加を促進し、異文化理解を促進します。

取り組みの方向性

(1) 外国人住民への総合的対応 (4項目の提言)

(2) 相互理解を深める対応 (2項目の提言)

(3) 外国人を地域社会の一員として受けとめ、地域のネットワークをつくる (4項目の提言)

(4) 外国人代表者会議の設置と外国人の人権の尊重 (6項目の提言)

現行の実施計画

67平和啓発事業の推進

68多文化共生のまちづくり【重点】【新規】

69日本語学習への支援【重点】【新規】

第6分科会提言の譲れない具体的な項目

外国人と地域を取り巻く問題の多様化・複雑化に対応するため、区は総合的な行政サービスの提供と施策対応を行う専門部局を行政組織内に設置する。

区と区民(日本人・外国人)は、区内に在住・在勤する人の相互理解を推進するための具体方策を早急に策定する。

区と区民(日本人・外国人)は、外国人も含めた地域社会構築のために既存のネットワークの見直しと再構築が必要である。

区は、在住外国人への日本語学習の機会・就業の機会と外国人子女への日本人と同等の教育機会等が得られるように支援し、彼等の固有の言語・文化等を認知する。

外国人代表者会議を設置し、在住外国人が区民として区政に参加できる機会を確保する。

区は、人道的見地から、在留資格の有無を問わず緊急を要する外国人への支援を講じる。